第四条の六の二第二十一項の表第二百一条の二第三項の項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法（租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十一項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項
第四条の六の二第二十二項	租税特別措置法施行令（租税特別措置法（租税特別措置法施行令第四条の六の二第二十二項	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令（	所得税の額から特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号
第四条の六の二第二十六項	法第九条の三の二第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	所得税の額から特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項各号
	第四条の九第十四項	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される第四条の九第十四項	所得税の額から同項各号
第四条の六の二第二十八項	同条第三項	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第九条の三の二第三項又は特別措置法第二十八条第三項	所得税の額から同項各号
第四条の九第一項第一号イから第二号イまで及び第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ	税率	税率に百分の百二・一を乗じて得た率	
第四条の九第三項	第二百十二条	第二百十二条及び特別措置法第二十八条第一項	所得税及び復興特別所得税を

	所得税の額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額の合計額	
第四条の九第六項及び第七項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額	
第四条の九第八項	受けた租税特別措置法	受けた特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	「租税特別措置法	「特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額	
第四条の九第九項の表第百四十八条第二項の項及び第百四十八条第二項の項	租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
第四条の九第九項の表第百四十八条第三項の表第二項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の九第九項の表第百四十八条第三項の項	租税特別措置法第九条の六第四項	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の六第四項	
第四条の九第九項の表第百四十八条第三項の表第三項の項	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の九第九項の表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項	租税特別措置法（租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
第四条の九第九項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項	租税特別措置法（租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	
	租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法施行令等の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	
	租税特別措置法（租税特別措置法	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	